



南三陸地域第2期森林

整備推進協定書



令和6年3月



南三陸町
登米市
株式会社佐久
宮城北部森林管理署



南三陸地域第2期森林整備推進協定書

(名称)

第1条 この協定は、「南三陸地域第2期森林整備推進協定」と称する。

(目的)

第2条 この協定は、森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用及び南三陸地域のイヌワシ生息環境の再生を図るため、協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備、効率的な森林施業の実施及び普及に取り組むことを目的とする。

(協定対象地域)

第3条 この協定の対象地域は、別添「南三陸地域第2期森林整備推進協定位置図(森林共同施業団地位置図)」に示す各市町の民有林(816ha)及び宮城北部森林管理署が管理する国有林(3,208ha)の森林とする。

(森林共同施業団地)

第4条 協定者は、第3条の協定対象地域において、効率的な伐採、合理的な森林作業道等の路網整備や森林整備及びその技術の普及を民有林と国有林が一体となり、連携して実施する区域について森林共同施業団地(以下、「施業団地」という。)を設定するものとする。

(実施計画)

第5条 施業団地において目的達成のための森林の整備を推進し、協定者は連携して、南三陸地域第2期森林共同施業団地森林整備実施計画(以下、「実施計画」という。)を定めるものとする。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林施業の集約化に関する事項
- (4) 森林施業の方法に関する事項
- (5) 路網の整備及び管理に関する事項
- (6) 効率的な森林施業の普及に関する事項
- (7) 事業計画(年次別、所管別、事業区分別、区域別)に関する事項
- (8) その他(地域材の需要拡大及び協調出荷に関する事項等)

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和6年4月1日を始期とし、令和11年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議の上、有効期間を延長できるものとし、期間延長分の実施計画を別途定めることとする。

(協定の変更又は廃止)

第7条 この協定の有効期間内に、やむを得ない事情により協定の変更又は廃止の必要が生じたときは、協定者は協議の上、協定を変更又は廃止することができる。

(運営会議)

第8条 協定者は、協定事項について処理するため、協議の上、運営会議を開催するものとする。

2 運営会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 本協定に基づく森林の整備に関する事業の実施に当たっての連絡調整
- (2) 路網の設置及び維持管理に関する連絡調整
- (3) 効率的な森林整備の普及に関する連絡調整
- (4) その他協定の実施に関し必要な連絡調整

(集約化の推進)

第9条 協定者は、民有林における施業の集約化の推進のため、協定対象区域及び施業団地の区域の見直し、森林所有者等の新たな加入について取り組むこととする。

(その他)

第10条 本協定の実施に関し、本協定書に定めのない事項については、互いに協議の上、決定する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行するものとし、各協定者記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月28日

南三陸町長

佐藤

仁

印



登米市長

熊谷 盛廣

印



株式会社 佐久
代表取締役

佐藤 久一郎

印



宮城北部森林管理署長

泉 光博

印



南三陸地域第2期森林共同施業団地森林整備実施計画

南三陸地域第2期森林整備推進協定書(以下「協定書」という。)第5条に基づき、次のとおり森林整備実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う区域は、協定書第3条において指定された、南三陸町・登米市・株式会社佐久の民有林及び宮城北部森林管理署の国有林とし、別添「南三陸地域第2期森林整備推進協定位置図(森林共同施業団地位置図)」に示す森林共同施業団地(以下「施業団地」という。)の区域とする。

(2) 面積等

施業団地のうち、森林整備を行う森林の面積(以下「森林整備面積」という。)は、表1のとおりとする。

(表1) 森林面積等

(単位:ha、m)

区 分	森林面積	森 林 整備面積	路網整備延長		備 考
			林道	森林作業道	
南三陸町	313				
登米市	383				
(株)佐久	120	19		1,764	
国有林	3,208	775		65,591	
計	4,024	794		67,355	

※面積については計が四捨五入のため一致しない場合がある。

2 森林整備の目標に関する事項

- (1) 施業団地は、山地災害防止機能、水源涵養機能を発揮するため、森林整備に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、目標林型に応じた施業を行い、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。
- (2) 具体的には、皆伐再造林、長伐期施業、複層林施業の推進、天然生広葉樹を保全するなどの施業方針による適切な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮の上、計画的に実施することで、南三陸地域のイヌワシ生息環境再生に資する森林整備を推進する。

3 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 民有林と国有林が連携して施業地を集約化し、効率的かつ低コスト作業の実施に努める。
- (2) 施業地が集約化できない場合であっても、事業の実施時期等について協定者間で調整を図り、集約化の効果が発揮できるように努める。

4 森林施業の方法に関する事項

(1) 主伐等の実施方法

- ① 主伐に当たっては、ニホンジカの生息密度が比較的高い地域及び松くい虫被害地域であることから、更新樹種の選択、現況等を考慮し、確実な更新が図られるよう伐採箇所、面積、更新方法を選択する。
- ② 皆伐は、伐採面積を概ね5ha程度とし、択伐においては伐採率30%を上限とする。なお、法令等に定められた限度及び要件がある場合は、その定められた範囲内での実行とする。(保安林の指定施業要件等に基づく)

(2) 間伐の実施方法

- ① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態等に応じて実施する。
- ② 間伐率については、法令の範囲内において、現地実態に応じて決定する。
- ③ 間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携して、利用可能な間伐材を低コストで搬出できるよう現地に適合した作業システムの検討及び導入を推進する。

5 路網の整備及び管理に関する事項

- (1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道(林業専用道を含む。)及び森林作業道等の施設(以下「路網」という。)の計画的な整備に努める。
- (2) 路網の整備は、原則としてそれぞれの協定者が実施する森林整備の必要性に応じて実施することを基本とし、整備後は適切な維持管理に努めるものとする。
- (3) 路網の整備に当たっては、林地保全に配慮して作設するものとし、協定者が一体となって効率的な森林施業を実施するため、施業団地内を連絡できるように路網の配置を検討する。
- (4) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者(以下「利用者」という。)が路網を利用する場合は、利用者はあらかじめ管理者に連絡するものとする。
- (5) 利用者が、協定者それぞれが設置する路網を相互に利用する場合、通行料金は無料とする。

ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合はこの限りではない。

- (6) 利用者が、協定者それぞれが所有する路網を利用する場合、善良な利用を心がけ、利用者が原因となる毀損等が発生した場合は、原則として原因者が復旧することとする。

なお、自然災害による毀損等についてはこの限りではない。

- (7) 協定者は、その責めに帰すべき事由により、立木竹、路網など協定締結相手方の財産に損害を与えた場合であって、復旧が困難又は不可能な場合は、これに相当する金額を補償しなければならない。

6 効率的な森林施業の普及に関する事項

効率的な森林施業の普及の観点から、低コスト作業システムの検討導入、計画的な路網整備の推進が図られる施業団地の特性を活かして、現地検討会や研修等を協定者間

で連携して開催することとし、地域における林業技術の向上、人材の育成等、林業振興に努めるものとする。

また、イヌワシ生息環境の再生のための森林を整備するため、自然環境の保全と経済性を考慮した森林施業の確立に取り組むものとする。

7 森林整備の年度計画

当該施業団地の森林整備の年度計画は、表2のとおりとする。

(表2) 森林整備の年度計画

(単位: ha、m³、m)

区分	施業種	R6	R7	R8	R9	R10	計
南三陸町	主 伐						
	間 伐						
	材 積						
	森林作業道						
登米市	間 伐						
	材 v 積						
	森林作業道						
株式会社 佐久	主 伐		5.82				5.82
	間 伐	7.36		5.82			13.18
	材 積	515	1,222				1,737
	森林作業道	1,764					1,764
国有林	主 伐	14.11	18.77	26.00	32.72	14.12	105.81
	間 伐	70.66	169.98	148.98	104.38	175.09	669.09
	材 積	8,974	18,939	19,245	16,747	18,007	81,912
	森林作業道	8,513	15,351	15,599	11,507	14,621	65,591

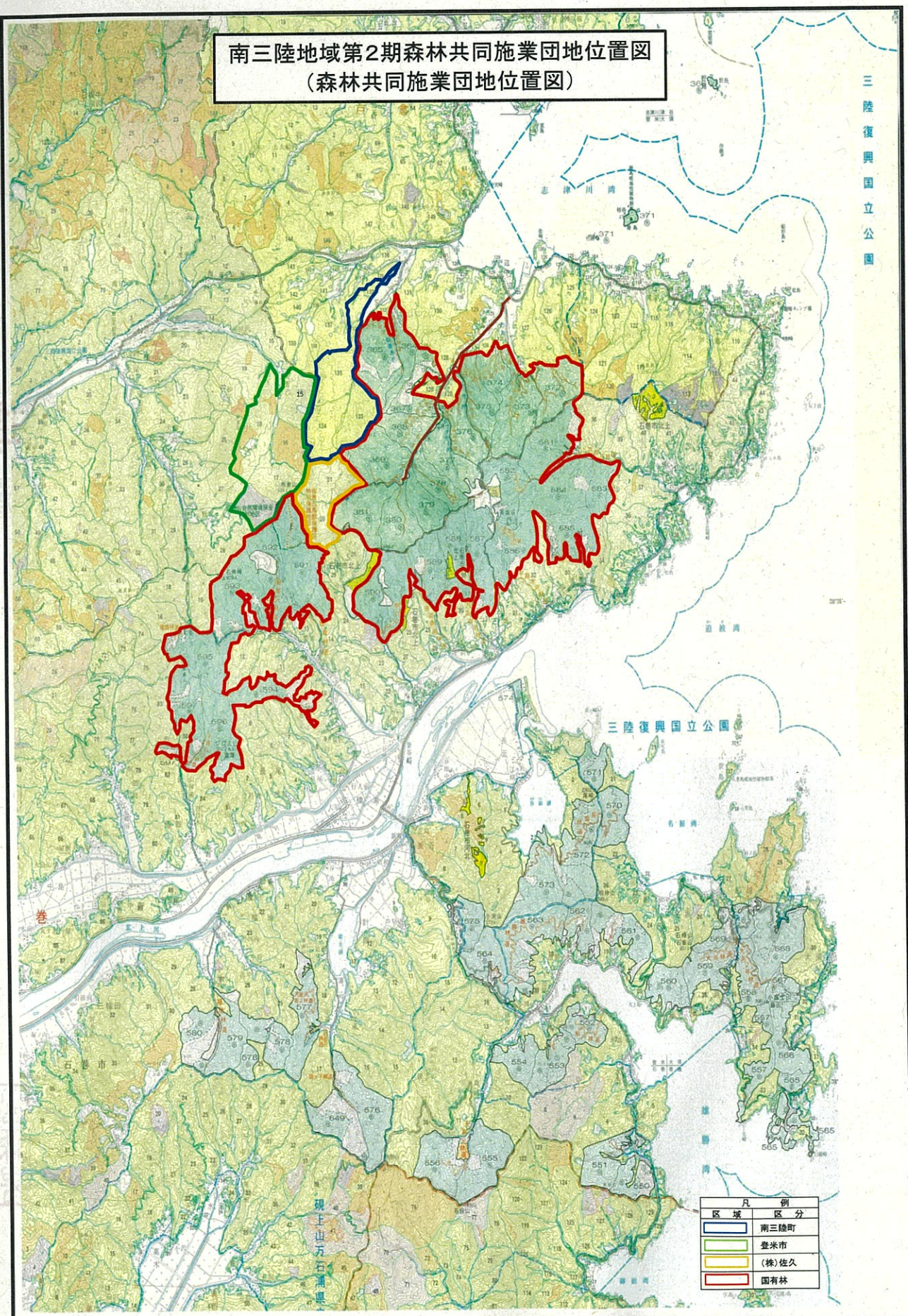
※1 数値は協定締結当初のものであり、計画の追加、変更もありうる。

8 その他

地域材の需要拡大のため、民有林と国有林が連携した搬出間伐を実施し、可能な限り協調出荷も検討するよう取り組むなど、木材の安定的な供給に努めるものとする。

南三陸地域第2期森林共同施業団地位置図
(森林共同施業団地位置図)

三陸復興国立公園



凡 例	
区 域	区 分
	南三陸町
	登米市
	(株)佐久
	国有林

